

## 陳 述 書 （法人用）

久留米市長 殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※ 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

当法人は、以下の各号いずれにも該当しません。

- (1) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (2) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (4) 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

|                | 区分番号  | 陳述書作成日   | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|----------------|-------|--|----|---|---|---|
| 入札者<br>(買受申込者) | 法人所在地 | 〒                      ー                           |    |   |   |   |
|                | (刀がナ) | 電話番号                      (                      ) |    |   |   |   |
|                | 法人名称  |  |    |   |   |   |
|                | 代表者氏名 |  |    |   |   |   |
|                | 役員    | 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり           |    |   |   |   |

### 【注意事項】

- 1 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。  
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。  
**提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。**
- 2 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 5 **提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**
- 6 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札させようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 8 **虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります**（国税徴収法第189条）。